破産手続終結

平成２７年（フ）第４２３号
静岡県藤枝市音羽町２丁目３番17号
破産者　株式会社長寿庵
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９５号
広島県福山市神辺町字西中条982番地２　品川マンションＡ－101、前住所岡山県赤磐市山口950番地
破産者　堀内　宣晴
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６７号
群馬県館林市北成島町2595番地
破産者　有限会社上州ふる里食品
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第３０７８号
大阪府東大阪市吉原２丁目６番14号
破産者　北村運送株式会社
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８７号
宮崎市村角町灰作1408番地２
破産者　株式会社ＫＥＮ・ＮＧＳ
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８号
山口県萩市大字椿東395番地13
破産者　山根　和子
1　決定年月日　平成28年４月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第４６７号
静岡県藤枝市音羽町３丁目８番２－１号、開始決定時住所静岡県藤枝市茶町２丁目23番36号
破産者　川岸　　登
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６８号
静岡県藤枝市音羽町３丁目８番２－１号、開始決定時住所静岡県藤枝市茶町２丁目23番36号
破産者　川岸　聡子
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８２８号
大津市山上町４番13号
破産者　馬場　利明
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８２９号
大津市山上町４番13号
破産者　馬場　佳子
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３９号
広島県福山市草戸町２丁目21番24―９、開始決定時の住所広島県福山市多治米町４丁目５番９－８号
破産者　岩本美佐子
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１９３号
愛知県豊川市国府町上坊入41番地の７
破産者　鐵澤　辰美
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３７号
秋田市大町５丁目４番40号　ロワイヤルユウ大町302号、前住所秋田市山王２丁目３番10―201号
破産者　阿部　智幸
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６８号
秋田県潟上市天王字上の台30番地２
破産者　スターモア化粧品秋田北統括販社こと　三浦　　薫
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１号
岐阜県恵那市大井町1685番地30
破産者　成田　代一
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第９３号
岐阜県多治見市市之倉町４丁目78番地
破産者　加藤　一弥
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１９号
大阪市福島区福島７丁目５番15号　出水ビル401号
破産者　木野　　豪
1　破産債権の届出期間　平成28年５月13日まで
2　一般調査期日　平成28年６月27日午後２時
平成28年４月８日
大阪地方裁判所第６民事部